

高炉セメントを用いたレディーミクストコンクリートについて

1 標準使用基準

別表の「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事及び港湾・空港工事）（以下、使用基準という。）」による。

2 留意事項

- （１）レディーミクストコンクリートに使用するセメントについては、設計図書等に明記するものとする。
- （２）寒冷期（11月1日から3月31日）においては、高炉セメント（Ｂ種）の使用を標準とし、詳細は別表の使用基準によるものとする。
- （３）粗骨材最大寸法は、JIS A 5308による最大寸法の規定である（最大寸法25mmの場合、25mm、20mmのいずれも使用可能）。
- （４）高炉セメントで発注した工事であっても、下記に該当する場合については、協議により設計変更することができるものとする。
 - ①当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合
 - ②著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合
 - ③災害復旧等、緊急を要する工事の場合
 - ④その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合

※詳細は、別添参考資料を参照

3 土木工事共通仕様書への記載

土木工事共通仕様書（令和2年10月1日以降適用）の参考資料に、別表の使用基準を掲載する。

4 適用年月日

令和2年4月1日以降に入札公告、閲覧する工事から適用する。

なお、適用日より前の工事において、受注者と協議のうえ対応可能な案件については、対象とすることができる。

5 その他

- （１）フライアッシュ混合コンクリートについては、平成22年3月3日付け建管-2392「フライアッシュ混合コンクリートの標準仕様について（通知）」により、従前のおりとする。
- （２）以下の通知は廃止する。
 - ・平成19年2月21日付け建管-2138「高炉セメントを用いたレディーミクストコンクリートについて（通知）」

担当 建設部技術管理課 積算管理班 TEL 018-860-2432
